第3号様式（第7条関係）

借　用　証　書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 収入印紙 |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  | 貸付決定年月日 | 　　　　年　　　　月　　　　日 |
|  |  | 貸付決定番号 | 　　　年度　　　　第　　　　号 |
| 借受金額 | 　　￥　　　　　　　　　　円 |
| 資金の種類 | 　　国見町経営開始支援資金 |
| 償還期限 | 　　　　　　年　　　　月　　　　日 |

記

　上記のとおり国見町経営開始支援資金を借り受けましたので、国見町経営開始支援資金貸付要綱第6条の規定により、借用証書を提出します。

　なお、上記の条件及び裏面の特約条項を守り、相違なく返済することを確約します。

　　　　　年　　　月　　　日

国見町長　様

　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　借　受　者

　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　国見町経営開始支援資金の借り受けにつき、私は、借受者と連帯して債務の責に任じます。

　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　連帯保証人

　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（2人以上の場合）

　国見町経営開始支援資金の借り受けにつき、私は、借受者と連帯して債務の責に任じます。

|  |
| --- |
| 連　帯　保　証　人 |
| 氏　　　名 | 印 | 住　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

注：　借受者、連帯保証人の印は、印鑑登録を受けたものとする。

国見町経営開始支援資金借用証書特約条項

（一時償還）

第1条　借受者（以下｢乙｣という。）は、国見町長（以下｢甲｣という。）が次の各号のいずれかに該当すると認め、一時償還の請求をした場合には、償還期限にかかわらず、債務の全部又は一部を弁済しなければならない。

(1)　乙が離農するとき。

(2)　乙がこの借受金を証書に記載された使途以外に使用したとき。

(3)　乙がこの借受金を借受け後、長期にわたり使用しないとき。

(4)　事業計画、資金計画の変更その他の事由により事業費が減少し、この借入金に余剰が発生したとき。

(5)　乙がこの資金の借受けに際し、又は借受け後この借受金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。

(6)　前各号に掲げるもののほか、甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

（連帯保証人）

第2条　連帯保証人（以下「保証人」という。）は、この契約から生じる一切の債務につき、乙と連帯し、かつ保証人相互の間に連帯して履行の責を負う。

（報告）

第3条　乙は、次の各号に掲げる場合には、甲の定めるところにより、遅滞なく甲に報告する。

(1)　借受金に係る事業計画、資金計画を変更した場合及び事業を完成したとき。

(2)　就農後、就農地を変更したとき。

(3)　乙の住所、氏名の異動若しくは乙又は保証人に死亡、その他これに準ずる事実が発生したとき。

(4)　乙又は保証人の資産若しくは事業の内容に著しい変動を生じ、又はそのおそれがあるとき。

(5)　前各号に掲げるもののほか、甲の指示があったとき。

（資金の規制）

第4条　乙は、甲がこの借受金の使用を規制するため必要と認める場合において、貸付金の全部又は一部を甲が保留することを承認しなければならない。

2　乙は、前項により保留された借受金については甲の定めるところにより払出しを請求することができる。

（弁済充当の指定権）

第4条　乙及び保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認しなければならない。

（違約金）

第5条　乙は、一時償還を要求された場合の甲が指定する期日に償還金の支払をしないときは、その期日の翌日から支払の日まで支払うべき金額に対し、年12.25％の割合で計算した違約金を甲に支払わなければならない。

（担保の提供）

第7条　乙又は保証人は、この借受金債務の担保として甲の指定した資産の上に別に締結する抵当権設定契約により抵当権を設定し、甲と協力して遅滞なく登記手続を完了し、その全部事項証明書を甲に提出しなければならない。

（担保の保全）

第8条　乙又は保証人は、甲の承認を得ずに担保として提供した資産を他に譲渡し、賃貸し、担保に供し又はその現状を変更する等、甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしてはならない。

2　乙又は保証人は、担保として提供した資産の価格が滅失、毀損等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告しなければならない。

（保証人又は担保の追加）

第9条　乙は、甲が債権保全上必要と認めた場合において、甲から保証人又は担保の追加の請求を受けたときは遅滞なくこれに応じなければならない。

（法定代位者の変動）

第10条　乙及び保証人は、甲が他の保証人について、免除、交替又は担保の差し替えを行っても異議を申し立てることはできない。

2　保証人は、支払期日、据置期間又は償還期間の変更について、甲乙間においていかに取り計らわれても異議を申し立てることはできない。

（法定代位者が弁済した場合の求償制限）

第11条　保証人は、この借受金債務の一部を弁済した場合において、甲が全額の弁済を受けるまでは、代位によって取得した権利を行使せず、かつ、甲から請求を受けたときは、その権利又は順位を無償で甲に譲渡しなければならない。

（調査）

第12条　乙及び保証人は、甲の役職員その他甲の委嘱を受けた者が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項の調査をすることを承認しなければならない。

（費用負担）

第13条　乙は、この借受金に関する一切の費用を負担しなければならない。

（合意管轄）

第14条　甲、乙及び保証人はこの契約に関する訴訟につき、国見町を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

借 用 証 書 記 載 上 の 注 意

１　貸付決定年月日及び貸付決定番号については町が記入しますので、申請人は記入不要です。

２　借受金額は、貸付決定金額を記入してください。

３　償還期限は、町が記入しますので、申請人は記入不要です。

４　償還期日及び償還金額についても町が記載しますので、申請人は記入不要です。

５　借入年月日は記入しないでください。

６　借受者の欄は、借受予定者が自署し、印鑑登録した判子を押印してください。

７　保証人は、1名以上です。保証人の住所及び氏名等は、保証人が自署し、印鑑登録した判子を押印してください。

８　借用証書の添付書類として、借受者及び保証人の「印鑑証明書」、借受予定者の「振込口座指定届出書」を提出してください。

９　収入印紙は、印紙税法の規定により1,000円の印紙を貼付してください。

　　なお、印紙を貼付後、必ず割印してください。

10　借用証書の上部余白に、必ず捨印をお願いします。

11　借用証書を提出するに当たっては、借用証書の記載例及び記載上の注意を参照してください。